

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例案要綱

1 改正の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年滋賀県条例第4号）ほか4条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、地方自治法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第1条および第2条関係）

- ア 滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- イ 滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）
- ウ 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）
- エ 滋賀県モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成28年滋賀県条例第63号）
- オ 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）

(2) この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとします。

滋賀県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の7第1項</u> の規定に基づき、滋賀県知事もしくは委員会の委員もしくは委員または職員（同法 <u>第243条の2の8第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第1項</u> の規定に基づき、滋賀県知事もしくは委員会の委員もしくは委員または職員（同法 <u>第243条の2の9第3項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責に関し、必要な事項を定めるものとする。
第2条以下 省略	第2条以下 省略

滋賀県公営企業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第7条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項の規定</u> により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。	第1条～第7条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項の規定</u> により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。
第9条以下 省略	第9条以下 省略

滋賀県病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条～第10条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項の規定</u>により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項の規定</u>により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県モーター艇競走事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項の規定</u> により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。	第1条～第4条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項の規定</u> により競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。
第6条以下 省略	第6条以下 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第4条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項の規定</u> により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。	第1条～第4条 省略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項の規定</u> により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。
第6条以下 省略	第6条以下 省略